

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、5月15日から日程を変更しました。)

第1回「職場と人権」 令和2年7月3日(金) 14:00～16:30

講師：竹内良(東京都人権啓発センター人権研修講師)

様々な組織や企業にとって、「人権」とはなんだろう、「人権に取り組む」とはなんだろう、「人権尊重とは、職場での具体的な言動としてどうすることだろう」。そして人権啓発を効果的に進めるためには何が必要なのだろう。「自分の問題として考える」とはどうすることだろう。企業での取り組み事例を基に、幅広い人権への取り組み、啓発担当者の心構えを考えます。

第3回「性的指向・性自認」 令和2年7月17日(金) 14:00～16:30

講師：古田武夫(東京都人権啓発センター人権研修講師)

都の「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、第2章「多様な性の理解促進」において、性自認及び性的指向を理由とする差別の解消等を明記しています。当事者は「周囲にいない」のではなく、「言い出せずにいる」だけとされ、現実には様々な場面で人権に係る事案が報道されています。共生社会の実現に向けて国内外の動きが加速する中、本テーマに関する基本認識を改めて深めていきます。

第4回「同和問題～入門編～」 令和2年9月11日(金) 14:00～16:30

講師：和田正幸(東京都人権啓発センター人権研修講師)

同和問題(部落差別)は、わが国固有の差別の問題です。なぜそのような差別が生まれ、どのような歴史的経過を辿り現代に至ったか、解放へ向けての人々の歩みも交えて紹介します。現代では、就職差別や不動産会社の土地調査、インターネット上の差別書き込みが問題となっています。水平社宣言、オールロマンズ事件、同対事業など主要ポイントも踏まえ、行政関係者にとって欠かせない差別解消法も解説します。同和問題を詳しく知らない職員でも一から学ぶことができます。

第5回「多文化共生社会に向けて～外国人労働者と地域社会～」

令和2年9月28日(月) 14:00～16:30

講師：山脇啓造(明治大学国際日本学部 教授)

平成30年12月の入管法改正によって、政府は新たな「外国人材」の受入れを始め、今後日本で暮らす外国人は更に増加することが見込まれています。これまでの日本政府や自治体の多文化共生の取り組みを振り返りつつ、学校や地域そして職場における外国人の受入れのあり方を、できるだけ具体的に皆さんと一緒に考えます。また、オリンピック・パラリンピック競技大会を終えた東京における今後の課題について講義します。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、6月19日から日程を変更しました。)

第2回「東京都の人権施策について」 令和2年10月9日(金) 14:00～16:30

講師：東京都総務局人権部

東京都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の趣旨を踏まえ、「東京都人権施策推進指針」に基づき、人権施策に総合的に取り組んでいます。条例や指針を踏まえて都の人権施策の基本的な考え方を説明するとともに、令和元年度中に策定予定の「性自認及び性的指向に関する基本計画」、「犯罪被害者等支援条例」についても説明します。

第6回「ハラスメント～職場の管理者向け～」 令和2年10月23日(金) 14:00～16:30

講師：小原俊治(東京都人権啓発センター人権研修講師)

ハラスメントは、従業員の能力の発揮や向上を妨げるだけでなく、名誉・尊厳(人格権)や働く権利である労働権を侵害する行為です。個人間の問題にとどまらず、職場環境・雇用管理上の問題で、使用者の安全配慮義務が問われかねない重要な問題です。ハラスメントの基本から身近なハラスメント事例、ハラスメントのリスク、発生要因、防止策、ハラスメントの防止で果たす管理者の役割まで、管理者として承知すべき一連の事柄を考えます。

第7回「ハラスメント～職場の相談窓口担当者向け～」

令和2年11月20日(金) 14:00～16:30

講師：緑川裕子(東京都人権啓発センター人権研修講師)

都道府県労働局等に設置した総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、平成24年度には相談内容の中でトップとなり、引き続き増加傾向にあります。あなたの職場で、あるいは友人からハラスメントについて相談を受けた時に、どのように対応しますか。今回の傾聴のコツを身につけることで職場の中だけでなく身近な人との関係も少し変化があるかもしれません。ぜひ一緒に体験してみましょう。

第8回「障害者の人権～障害者差別解消法～」 令和2年12月18日（金） 14：00～16：30

講師：大野精次（東京都人権啓発センター人権研修講師）

障害者差別解消法は「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的としています。

障害のある人が自立し、不自由のない生活を送れるために、ひとり一人が何をできるのか、何をしたら良いのか、障害者の人権に関する過去の流れを踏まえて、考えていきます。

第9回「ことば・表現と人権」 令和3年1月15日（金） 14：00～16：30

講師：西谷隆行（東京都人権啓発センター人権研修講師）

「そんなつもりで言ったのではない」「私の言いたかったのは、そこではなくて...」自分の意図どおりに理解してもらえず、かえって相手を傷つけてしまった経験は誰しもあるのではないのでしょうか。なぜそうになってしまうのか。受け手の存在をどう捉えたらいいのか。配慮すべき事項とは。一緒に考えてみたいと思います。

第10回「インターネットと人権」 令和3年2月19日（金） 14：00～16：30

講師：松井 創（人権相談委嘱弁護士）

近年SNSの普及により大きな社会問題となっているインターネット上の人権侵害等の法的トラブルの内容とその解決方法について講義します。併せて、SNS上での風評被害、誹謗中傷や炎上等、自治体・企業と個人とが直面するインターネット上の法的問題の内容と、そのような相談を受けた場合にどのように対処・指導するのが適切か、それぞれ概説します。

第11回「子供の人権」 令和3年3月19日（金） 14：00～16：30

講師：田村初恵（東京都人権啓発センター人権研修講師）

児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は平成29年度約13万4千件となり、年々増加の一途をたどり、しつけと称して子供を虐待する親は跡を絶ちません。また、子供の13.9%（7人に1人）（平成27年）が貧困の状態にあるなど、子供をめぐる問題は深刻です。「児童の権利に関する条約」は、子供は権利の主体として大人と同様に人権を持っていることを認めるとともに、成長の過程で、特別な保護や配慮が必要な、子供ならではの権利についても定めています。すべての子供に健やかな成長を保障することは、親や社会の責務です。子供の権利や、子供の意見の尊重、子供の最善の利益の優先、差別の禁止などについて学び、今、我々大人が子供に何をしたらよいのか、改めて考えます。

【東京都人権プラザへのアクセス】

- 都営三田線「芝公園駅」A1出口から徒歩3分（エレベーターはA3出口）
- 都営浅草線・都営大江戸線「大門駅」A3出口から徒歩7分（エレベーターはA1出口）
- JR・東京モノレール「浜松町駅」金杉橋口から徒歩8分（車いす・ベビーカー等ご使用の方は、改札を出る前に駅員にお声かけください。）

（主催）公益財団法人東京都人権啓発センター
〒105-0014

東京都港区芝二丁目5番6号
芝256スクエアビル 2階
電話：03-6722-0085



※お問い合わせは平日9:00～17:45の間をお願いいたします。

